

令和6年度国東市くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名称

令和6年度くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 事業の目的

くにみ海浜公園内のマリンスポーツ施設は、市内外の小中学生・義務教育学校生が、国東の豊かな自然に親しむ機会の創出、マリンスポーツの普及、そしてスポーツ施設、権現崎周辺と連動したスポーツ観光、スポーツ合宿誘致施策、各種イベントによる地域活性化などの体験と賑わいづくりを目的として令和2年度に整備した施設です。

<本業務の目的>

本業務については、上記の事業の目的のため、当該施設の管理・運営、小中学校・義務教育学校等の児童生徒のマリンスポーツ体験授業や一般のマリンスポーツ客の受け入れ、海開きイベントなどの事業を行い、市内外からの利用者数の増加や情報発信を図ることを目的とする。

(3) 対象となる施設

くにみ海浜公園

マリンスポーツ施設、ビーチハウス、駐車場前トイレ

国東市国見町伊美

(4) 業務の内容

別紙「令和6年度くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務仕様書」による。

(5) 履行期間（委託期間）

契約締結日の翌日から令和6年9月16日（月）まで

(6) 事業費限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

金4,501,000円以内

※金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではありません。

2. プロポーザル方式採用の具体的な理由

(1) 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

本業務にあたり、安全確保や利用向上のため、マリンスポーツについて豊富な経験や高度な専門性を有していること、また当該施設の利用者増加、周辺施設と連動して交流人口の増加等のため、事業者から専門的な提案を募集し国東市プロポーザル方式又はコンペ方式による契約手続きに関する実施要綱（平成21年10月26日国東市告示第86号。以下「要綱」という。）に基づき一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施します。

### 3. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 実施要領の公告	令和6年4月12日(金)
(2) 参加表明書に関する質問書受付期限	令和6年4月17日(水)
(3) 参加表明書に関する質問書回答期限	令和6年4月22日(月)
(4) 参加表明書等提出期限	令和6年4月26日(金)
(5) 参加資格決定通知交付	令和6年5月1日(水)
(6) 企画提案書に関する質問書受付期限	令和6年5月10日(金)
(7) 企画提案書に関する質問書回答期限	令和6年5月14日(火)
(8) 企画提案書提出期限	令和6年5月17日(金)
(9) 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年5月22日(水)
(10) 審査結果(選定結果)通知・公表	令和6年5月24日(金)
(11) 契約締結(予定)	令和6年5月28日(火)

### 4. プロポーザル方式等の種別(指定型又は公募型の別)

公募型

### 5. 公募条件、公募期間、実施要領等の配布、事務局

- (1) 公募の方法 国東市ホームページにおいて公募する。
- (2) 公募期間 令和6年4月12日(金)～令和6年4月26日(金)まで
- (3) 実施要領及び提案書等の様式の配布場所  
国東市ホームページ
- (4) 事務局 国東市教育委員会 社会教育課スポーツ振興係  
国東市国東町鶴川160番地2  
メールアドレス [shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp](mailto:shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp)

### 6. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国東市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではないこと。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (4) 法人及びその代表者が、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 大分県内に本社、支店及び営業所を置くもの。
- (6) 特殊船舶免許所持者(水上バイク)、日本サップ指導者協会技術検定2級以上、日本ウインドサーフィン協会技術検定2級以上の資格を有し、マリンスポーツ全般の指導経験を有する者が所属していること。

### 7. 参加手続

- (1) 参加表明書に関する質問書の受付  
プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書・企画提案書に関する質問書(様式1号)を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月17日（水）まで（土・日を除く。）  
（午前8時30分～午後5時00分）

○提出方法

事務局へ電子メールより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話してメール着信の確認をすること。

○回答方法

令和6年4月22日（月）までに国東市ホームページへ掲載する。  
ただし、プロポーザルの参加資格関係の質問は、各質問者に対して個別に回答する。

(2) 参加表明書等の受付

以下の参加表明書関連書類を提出すること。

- ・参加表明書（様式第2号）
- ・会社概要調書（様式第3号）
- ・業務実績書（様式第4号）
- ・業務の実施体制表（様式第5号）
- ・配置者調書（様式第6号）資格証明書の添付
- ・納税証明書
- ・その他

○受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月26日（金）まで（土・日を除く。）  
（午前8時30分～午後5時00分）

○提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

○提出部数

様式第1号は1部、その他については、各5部提出すること。（証明書については、1枚原本であとは写しで可。）

○参加資格の通知

令和6年5月1日（水）に参加資格決定者に、参加資格決定通知書を送付する。

(3) 企画提案書に関する質問書の受付

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書・企画提案書に関する質問書（様式1号）を作成し、次のとおり提出すること。

○受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年5月10日（金）まで  
（土・日・祝日を除く。）  
（午前8時30分～午後5時00分）

○提出方法

事務局へ電子メールより提出すること。また、質問書の提出後、事務局に電話してメール着信の確認をすること。

○回答方法

令和6年5月14日（火）までに国東市ホームページへ掲載する。

(4) 企画提案書の受付

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

- ・企画提案書表紙（様式第7号）
- ・企画提案書（様式第8号）
- ・見積書（任意様式）

○受付期間

令和6年5月1日（水）～令和6年5月17日（金）まで  
（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時00分

○提出方法

事務局へ持参により提出すること。提出者は指定しないが、参加資格決定通知書を持参し、提示すること。

○提出部数

企画提案書は、10部提出とする。

○その他

- ・企画提案書は、横書きとし、指定の様式を用いること。
- ・企画提案書の提出後において、内容追加及び変更は認めない。
- ・企画提案書一式の提出が期限内に行われなかった場合は、失格とする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

○実施日

令和6年5月22日（水）14時00分～  
（プレゼンテーション 1者（社）15分程度、  
ヒアリング1者（社）15分程度）

○実施場所

国東市役所4階 委員会室

○出席者

業務実施体制に記載されている者以外の参加は認めない。

○利用できる機材

プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。また、使用する場合は、事前連絡すること。

○プレゼンテーション及びヒアリングの順番

企画提案書の受付順とする。

○その他

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料は一切受け付けない。

## 8. 審査方法

### (1) プロポーザル審査委員会の設置

優先交渉権者等の審査及び選定は、適正かつ公平に行うため、要綱に基づき選定委員会にて行う。

### (2) 優先交渉権者の選定

本事業の受託者選定に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員会にて審査基準（評価基準）に基づき審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を第1優先交渉権者として選定する。次点を第2優先交渉権者として併せて選定する。また、企画提案事業者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を優先交渉権者として選定する。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月24日（金）までに国東市ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

## 9. 契約の締結

最優秀者（第1優先交渉権者）と協議により仕様書を確定させたいうで、随意契約を締結する。当該契約が不調等の場合は、優秀者（第2優先交渉権者）と随意契約を締結する。

## 10. 参加申込者の失格

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 公平に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公告から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

### 11. 参加表明申込等に要する経費

参加表明申込書及び企画提案書等の応募・提出に係わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

### 12. プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募・提出に係わる全ての経費は、本市に請求できない。

### 13. その他

- (1) 企画提案書で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本市は、提出された関係書類等は、返却しない。

- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 提案は、1事業者につき1提案とし、複数提案を禁止する。
- (5) 業務実施体制に記載されている者の変更は、本業務完了まで病休・死亡・退職等の本市が認める理由のほかは認めない。
- (6) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。
- (7) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。